

08年対府交渉

協会の府交渉が現実を動かす力に

4医療助成の拡充・指導の民主化求めて 政策部

協会は、住民の生活や健康を守る府政への転換や、歯科医療提供体制・口腔保健事業の充実などを求めて、毎年、大阪府と交渉を実施している。府交渉のポイントについて政策部が解説する。

財政危機論のごまかし

橋下「改革」の実態

破たん時期示せぬ知事

橋下大阪府知事は、最も注目が集まる就任記者会見で「大阪府は倒産状態、破産状態に」あるとして「財政非常事態宣言」を発し、府民に財政危機をアピールした。

道州制で大規模開発

財政破たんしないの、なぜ橋下知事は府民に財政難をアピールしたのか。

図1 府の財政見通し (億円)

年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
単年度収支(2007年度試算)※	▲719	▲312	38	316			
単年度収支(今回試算)※	▲720	▲420	▲220	▲160	▲180	▲180	60
実質公債費比率	17.7%	17.4%	17.4%	17.0%	17.8%	18.5%	21.0%

年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
単年度収支(2007年度試算)※							
単年度収支(今回試算)※	310	330	620	770	790	820	880
実質公債費比率	23.7%	27.7%	30.7%	31.5%	31.8%	30.8%	30.5%

「府政だより」08年4月15日号より作成

図2 「大阪維新」(案)でも主要プロジェクトは継続

プロジェクト名	見直しの方向	府の残事業費
箕面森町	第一区域は引き続き事業の完成を目指す。	367億円
彩都	岩阪橋梁の建設については、URの整備に合わせ、府が実施	102億円
神名神高速道路	必要不可欠の事業を実施	216億円
阪神高速大和川線	コスト削減に努めつつ事業を実施	238億円
安威川ダム	事業継続は妥当と判断	369億円
横尾川ダム	事業継続は妥当と判断	46億円
阪南港阪南2区整備	インフラ整備を実施	128億円

「大阪維新」プログラム(案)より作成

図3 市町村への補助金の交付金化で福祉後退

年度	削減額	うち健康福祉部
08年度	17億円	10億円(58.8%)
09年度	46億円	33億円(71.7%)※

※09年度の健康福祉部削減予算33億円のうち、交付金化されるのはたったの11億円だけ

大阪府ホームページより作成

交付金化で福祉削減

医療や福祉は「スウェーデンのような高福祉国家はなじまない」「府民の皆さんによって、できることはやっていただく」「権限とお金は渡して、市町村の皆さんに住民サービスのフォローをしていただく」と、大阪府が医療や福祉などの住民サービスをやめ、市町村が直接実施する体制にし、府民もできることは自分でやれという。

指導時の弁護士帯同実現

協会運動が全国に拡大

1割負担で財政負担増

府の乳幼児医療費助成の水準は、外来の対象年齢が3歳未満、04年改悪で窓口負担が導入され、全国でも最低水準だ。

子どもの無保険マスコミでも

大阪府の国民健康保険の滞納世帯は、46万1512世帯と03年に比べ16.8%も増えた。同期で全国の伸び率は4.3%であり、大阪の厳しい現実が見える。また実質の無保険者である資格証明書発行数は6701増え、その予備群の短期証は1万6905増えた。

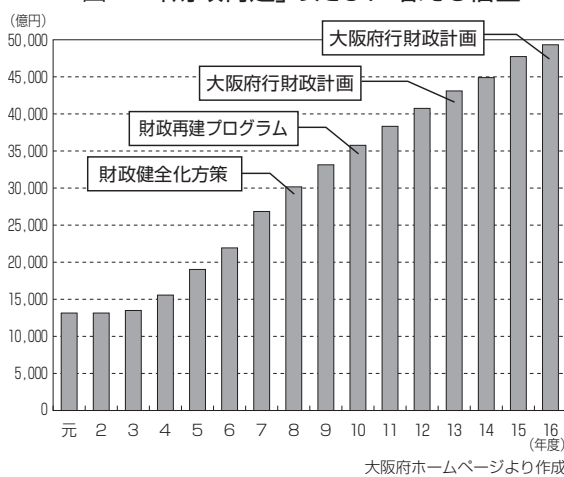
駐禁対応で府警に変化

協会が歯科往診・訪問診療車の駐車禁止除外標準の交付を求め、府警と交渉してきたこと、駐車許可証の取り扱いで変化が生まれている。

指導強化が具体化

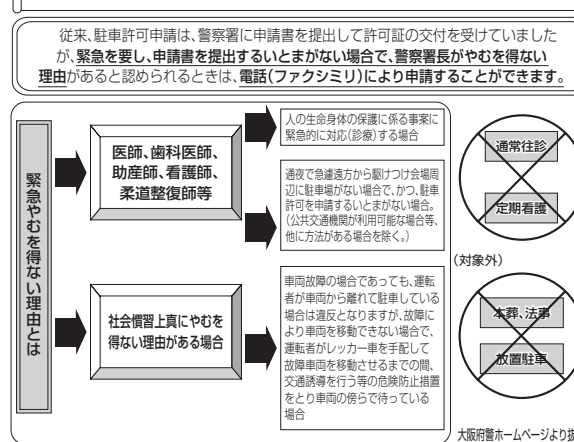
社会保険事務局が担当していた指導・監査事務が10月1日から近畿厚生局に移管された。厚労省は、これを機に指導・監査を強化する方針を示し、医療機関数の4%を個別指導に、8%を集団的個別指導に、施設基準の調査は100%実施することとしている。

図4 「財政再建」のたびに増える借金



大阪府ホームページより作成

図5 緊急やむを得ない場合の電話による駐車許可申請について



大阪府警ホームページより抜粋

「大阪維新」案で、老人・障がい者・乳幼児・ひとり親家庭への医療費助成制度の窓口を1割負担に、所得制限を強化という方向を打ち出した。助成制度改悪のために市町村との協議の場を設けたが、その報告によると窓口負担1割を導出した場合、府・市町村を合わせた予算削減額は約40億円となるが、月額上限2500円を超える償還が現在の120倍の

と現在大阪の18歳未満の子どもたち1848人に発行されている。この問題がマスコミでも取り上げられ、国会では子どもに資格書を発行しない法律が提出されようとしている。

05年の交渉では、患者からの急な求めがあった場合にFAXなどの許可申請と発行を求めたが、府警は「電話、ファックスはちょっと」と遠慮していた。しかし現在、府警のホームページには「緊急やむを得ない場合は電話による駐車許可申請」ができると掲載(図5)され、協会が府警を動かした。この他01年には、指導・監査時の弁護士の帯同を認めさせるなどの成果もつづけてきた。協会の交渉が現実を動かす力になっている。

さらなる要求の実現に向けて会員のご協力をお願いします。